



中津市監査委員告示第 5 号

地方自治法第199条第7項の規定により、令和元年度財政支援団体監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和元年7月2日

中津市監査委員 永 松 末 利

中津市監査委員 林 秀 明

財政援助団体監査結果報告書

1. 監査の対象及び監査の期間

監査の対象		監査の期間
中津市給食サービス運営協議会	左記の財政援助団体が平成30年度（平成30年4月1日～平成31年3月31日）に本市から交付を受けた補助金に係る出納その他の事務	令和元年6月5日～7月2日
三光土地改良区		

2. 監査を実施した監査委員

永松 末利 ・ 林 秀明

3. 監査の方法

監査にあたっては、監査の対象の財政援助団体及び当該補助金を所管する部課に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているかどうかについて、書面監査及び関係者からの説明聴取により実施した。

4. 監査の着眼点

補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か、交付額及びその時期、方法、手続きは適正であるか、財政援助団体への指導監査は適切に行われているか、また、財政援助団体における支出の会計経理は適正か、領収書等の証拠書類の整備は適切か、補助事業が計画的且つ、交付条件に従って実施され、十分な効果が挙げられているか等に重点をおき監査を実施した。

5. 監査の結果

財政的援助に係る出納その他事務の執行について監査した結果は、次のとおりである。

各事業は公益性、公平性、有効性があり事業計画及び補助金交付条件に沿って実施され、公益事業として一定の効果を示し、概ね適正に事業の執行及び事務処理が行われていた。

しかしながら、一部の事務に改善を要する事項が見受けられたので、以下の指摘事項について十分検討し、措置状況の具体的結果を令和元年7月31日（水）までに所管課より文書にて報告されたい。

また、そのほか口頭で指導した事項についても十分検討し、改善に努められたい。

なお、今回の監査は、財政援助団体を対象に行ったものではあるが、所管する担当課の指導体制等に不十分な点が見受けられたので、事務の改善を要望するとともに、あわせて交付団体への指導の強化を図られ、今後の事務処理に万全を期されたい。

【中津市給食サービス運営協議会】

(1) 補助金等名 中津市高齢者給食サービス事業補助金

(2) 所管部局・課 福祉部介護長寿課

(3) 財政援助の目的

当補助金は、在宅での食事の支度に支障がある高齢者に対して給食サービスを行うボランティア団体から構成される中津市給食サービス運営協議会に対し、給食サービス事業に係る経費を補助することにより、高齢者福祉の増進を図ることを目的としている。

(4) 事業の概要

I. 事業費 8,222,930円

II. 事業内容

ひとり暮らしの高齢者等に対し、地域のボランティア団体が月1～2回高齢者の自宅を訪問し弁当の配布を行い、利用者とボランティアとのふれあいを深め、孤独感の解消・社会的孤立の防止などの高齢者福祉の増進を図った。

また、ボランティアに対して、高齢者の健康づくりや食中毒予防の研修を実施し、給食サービス事業の質の向上を図った。

III. 財政援助額 8,222,917円

(5) 監査の結果

I. 団体に対する事項

(指摘事項)

①実績報告書について、運営費のみの収支決算の報告で、利用者負担金収入や材料費などの経費を含めた収支決算書となっていなかった。前述した費用を含む全事業費の収支計算書を適正に作成されたい。

また、各ボランティア団体の収支決算書には、収入及び支出についての領収書等の支払証拠書類の添付を求め、適正な会計処理をされたい。

(要望事項)

②各ボランティア団体の運営費の用途について、補助対象と判別しがたい経費が見受けられた。

今後は、各ボランティア団体に補助対象となりうる経費の周知や用途の指導を図り、適切な事業運営を望む。

II. 所管課に対する事項

(指摘事項)

①補助金交付要綱について、利用者負担金や給食費及び運営費などの補助対象経費の規定が定められていない。補助金交付要綱を見直し、適切な要綱の整備を求める。

②補助金の額の確定は、実績報告書の収支決算書等を適確に審査したうえで行わなければならないが、不備のある収支決算書及びその計数の確認に必要な証拠書類の提出を求めているものが見受けられた。

今後は、補助金の額の確定にあたっては適正な事務処理をされたい。

③当該補助金にかかる様式等の整備を求める。

(要望事項)

④給食サービス事業について、市の補助事業であることの利用者への周知を図られたい。

【三光土地改良区】

(1) 補助金等名 三光土地改良区補助金

(2) 所管部局・課 商工農林水産部耕地課

(3) 財政援助の目的

当補助金は、三光土地改良区が行うかんがい排水施設の維持管理等の事業のために要する経費の一部を補助することにより、農業生産基盤の開発及び整備並びに維持管理の充実を図ることを目的としている。

(4) 事業の概要

I. 事業費 7,202,470円

II. 事業内容

三光土地改良区のかんがい排水施設の維持管理や圃場整備事業に係る償還事務を行い、農業生産基盤の維持管理の充実を図った。

III. 財政援助額 1,200,000円

(5) 監査の結果

I. 団体に対する事項

(指摘事項)

①平成30年度の土地改良区の事務費については、組合員からの賦課金収入だけで賄えるように見受けられた。また、今後は賦課金を徴収する対象者が減少し、事務費も減が見込まれると考えられる。

今後の補助金について、補助金額の段階的な削減等検討を求める。

(要望事項)

②年度末に当初の交付申請の事業計画にない基金積立を行っていた。余剰金が生じた場合の取扱いについては、担当課と十分な協議を経て、事業費の精算を行い、補助金の適切な執行をされたい。

II. 所管課に対する事項

(指摘事項)

①補助金の額の確定は、実績報告書の収支決算書等を適確に審査したうえで行わなければならないが、収支決算書の記載に不備が見受けられた。

今後は、収支決算書について、記載内容を精査確認のうえ、適正な書類の受領を求める。

②余剰金が生じた場合の取扱いについては、交付団体だけでなく財政担当課とも十分な協議を経て、事業費の精算の指導を必ず行い、補助金の適正な事務執行を求める。